

公文書レポート①
自由民権運動と芝居

公文書レポート②
明治43年の大水害
と宮城県内の被害

企画展のご案内
知っ得！情報

石巻測候所敷地平面図・大正八年度予算模様替設計図
〔農商工 石巻測候所〕【T8 - 20】

宮城県立石巻測候所は、国から移管された野蒜測候所
が明治20年（1887）に移転された施設でした。

【 】は、当館所蔵資料の整理番号を表しています。

公文書レポート①

自由民権運動と芝居

専門調査員 佐々木 結恵

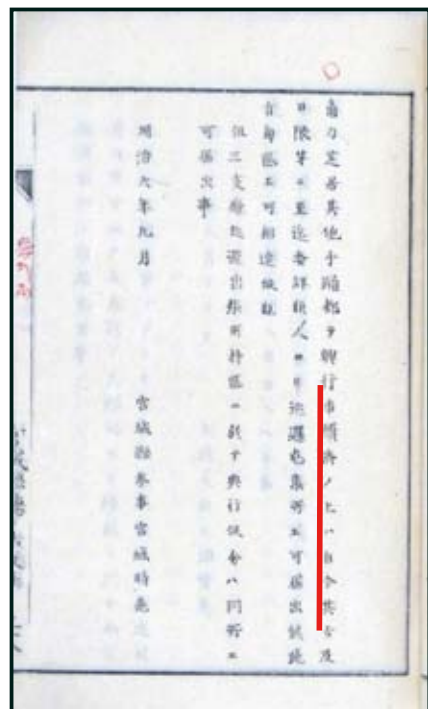
1 自由民権運動と芝居

今年（平成30年（2018））明治に改元されてから150年経ちます。そのため各地で明治150年を記念したイベントが行われています。当館でも12月より明治150年企画展示「土族にみる明治の宮城」を行う予定です。

明治は大きく世の中が変化した時代でした。変化の過程では様々な混乱を生み、ぶつかり合いながら新しい時代へと向かいます。新しい時代では、明治政府に対して自由と権利を求め様々な社会運動が行われました。自由民権運動もその一つです。明治7年（1874）民撰議院設立の建白書をきっかけに自由民権運動は活発化していきます。各地で自由民権運動を広めるための一つの手段として用いられたのが「芝居」です。例えば、明治20年代に流行した「おっぺけぺ節」というお囃子言葉が入った歌があります。一度耳にしたら離れがたい歌ですが、これは自由民権運動の闘士であり壮士芝居役者の川上音二郎が、世の中を皮肉混じりに歌ったものです。壮士とは自由民権運動の政治青年家たちを総称し、壮士芝居とは彼らが主体となって旗揚げした芝居を呼称したものです。川上が落語家桂文之助の弟子になり、浮世亭〇〇と名乗り寄席の高座として始めました。面白おかしく歌った「おっぺけぺ節」は双六や錦絵になるほど流行しました。このように芝居を通して政治青年家たちは、民衆へと訴え自由民権運動を広めて行きました。民衆への訴えるきっかけになる芝居は宮城県各地でも行っていたことが公文書の中から見えてきます。ここでは当館の所蔵資料の中から「芝居」「興行」に注目して見ていきます。

2 公文書からみる当時の芝居

各地方で芝居を行うためには、営業許可申請書のような届出が必要でした。この届出は公文書の中に多く残っています。明治6年（1873）「御布告文集」【M6-25】には芝居などの興行を行う時は、願人は興行を行う旨とその日数を記載し巡邏屯集所（後の警察署）に届け出ることを布告しています。これに加えて明治7年（1874）「御布告文集」【M7-31】では「諸興行出願の儀差掛当日願出候分も有之候処、興行の儀は素より右様至急願届達致候筋には無之筈に候」と述べられています。当時届出は営業する者が提出していました。その者たちの中には興行の当日に提出している者がおり、当日に提出するも



興行についての法令

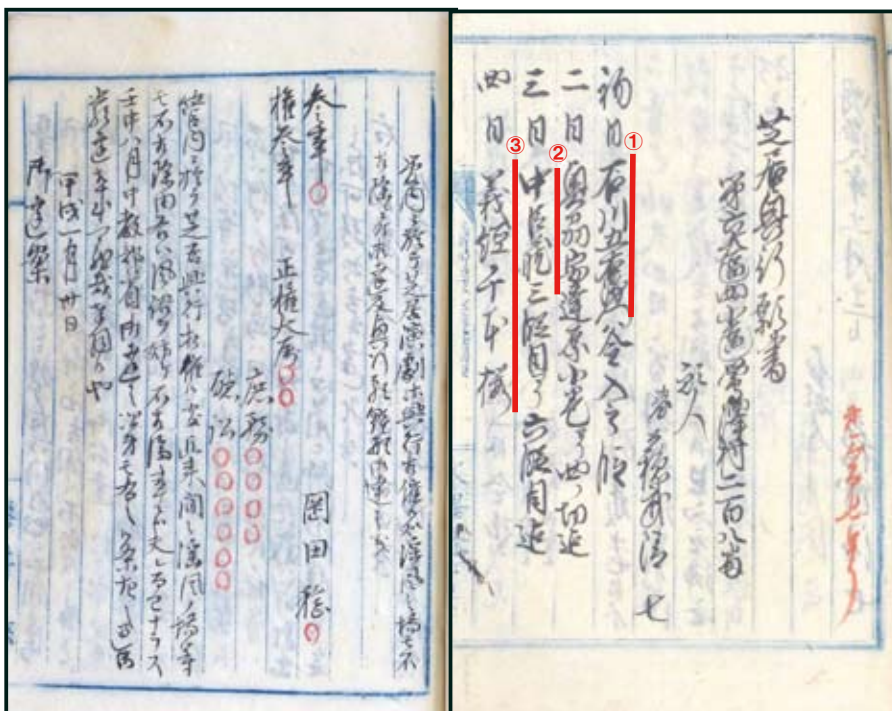
明治6年（1873）「御布告文集」【M6-25】

のではないため、前々日までに宮城県へ届出を洩れなく提出するようにと、参事宮城時亮みやぎときすけの代理で権参事遠藤温えんどうおんが公布しています。さらに同資料中には興行日数を延長した場合もその都度届出を提出するように促しています。では具体的にどのような届出だったのか見ていきます。

明治9年(1876)「県史材料」【M9 - 50】では「管内ニ於テ芝居演劇等興行相催候処、淫風之場モ不相除候ニ付、御達及興行願雛形御達之義」と題して届出の雛形が詳しく記載されています。雛形を見ていくとどれくらいの期間に興行を行うのか、見物料はどれくらいなのかを明確に記載するように示されています。興行日数については多くの届出が何月何日より何月何日までの間の晴天3日間・5日間・7日間といったように記載しています。この記載から天気によって営業が左右されていたことが分かります。また昼間だけでなく7晩、5夜といった夜に限定して行われていたものもあったようです。

見物料・入場料は木戸銭きどせんといひます。木戸銭は興行により違いはありましたが、現在のように大人料金と子供料金に分かれていました。明治元年(1868)・明治5年(1872)の当時の白米10グラムあたりの東京における標準小売価格は55銭・36銭でした。また明治15年(1882)の東京・上野国立博物館の特別展覧会を除いた入館料は平日大人が3銭で子供が1銭5厘でした(『値段史表』、1988年)。この料金に対して明治8年(1875)に行われた芝居「忠臣蔵」の木戸銭は大人が4銭で子供が2銭でした。

雛形には何度も風俗を乱さぬようにと注意書きが残されています。そのためどのような興行を行うのか、また演劇に関しては同資料中に「勸善懲悪ヲ主トシテ弊害ヲ去リ風化ノ筋ニモ致スヘキ筈之所」必ず善事をし悪事を懲らすような演目にすることを指示しています。明治8年(1875)「願伺届指令留」【M8 - 106】によると、芝居の演目は、源平合戦後の人情物語「義経千本桜」や冬の時期におなじみの赤穂浪士の仇討ち「忠臣蔵」、伝説の大泥棒「石川五右衛門」、豊臣秀吉の伝記をもとにした「太閤記」といった現在でも耳にしたことがある人情物語となっています。他にも「西洋各人写真」「西洋手品」といった文明開化の音が聞こえてきそうな興行もあります。他の興行例は4ページ「興行例」をご覧ください。



届出の雛形と実際の届出

左：雛形

明治9年(1876)
「県史材料」
【M9 - 50】

右：実際の届け出

明治8年(1875)
「願伺届指令留」
【M8 - 106】

- ①石川五右衛門
- ②忠臣蔵
- ③義経千本桜

3 宮城県の取り締まり

宮城県では届け出の他に営業税を徴収していました。明治9年(1876)「縣限布達」【M9-197】には「相撲芝居其分、都て場所ヲ設木戸打興行致候類、一日金五拾銭ツ、^{いたすべきこと}収税可致事」とあり、相撲や芝居などの木戸銭を取って営業する場合は一日5銭ずつ収税することを定めていることがわかります。営業税や届出の他に興行規則についてより詳細に明記された公文書も残っています。

明治17年(1884)「本縣布達」【M17-84】に記載されている興行規則では第16条まで定められています。これによると、届出は以前と変わらず提出するように義務付けられており、所属籍氏名、興行日数、場所、木戸銭額、芝居は演題を添えることなどより詳細に示すように指示しています。第16条まである興行規則の中から4つの条文を詳しく見ていくと、営業を行う上では様々な配慮が必要不可欠であったことが見えてきます。

第2条 興行場ヲ設ケントスル者ハ近隣ノ承諾ヲ添ヒ前条ノ手續ニ依リ願出許可ヲ受ク可シ

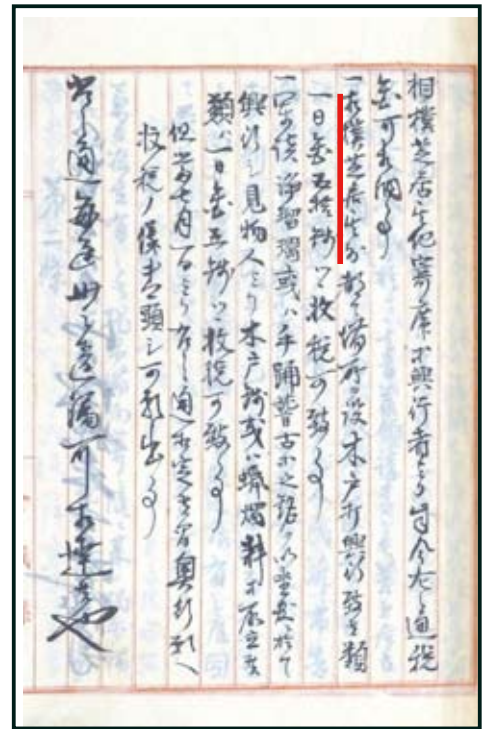
第4条 興行場ハ堅固ニ構造シ其場内ハ新氣ヲ流通シ且清潔ナラシムヘシ

第5条 猛獸鷲鳥等ノ類ニシテ危険ノ所アルモノハ堅固ナル柵欄ヲ設ケ其危害ヲ防ク可シ

第8条 興行時間ハ日出ヨリ午後十二時限リトス

第2条では届出の他に興行場所の近隣からの承諾書を添えることを必要事項としていました。ここでの前条とは先ほど述べた氏名や日数といった届出の記載内容について定めた条文です。興行の内容によっては夜遅くまで行うものや、危険な動物を扱うものなど、近隣が不安になったり、負担になったりする興行がありました。興行後に揉めごとにならないように事前に許可をとる必要があったことが考えられます。第4条には興行場所は強固なものにし、風通しをよくして清潔にすることが記載されています。第5条には危険な動物を扱う興行など場所に対する安全性や観客への安全性の配慮が見えます。第8条で先ほど述べた営業時間について触れられています。夜に興行が行われていたものもありましたが、以前の届出の雛形では具体的な時間が記載されていません。しかし興行規則には営業時間について触れられています。この4条から見て分かるように営業を行う上では様々な配慮がされていました。

興行を行うための届出は明治6年(1873)では巡邏屯集所へ提出していましたが、明治16年(1883)になると名称が変わり警察署または警察分署へ提出していました。以前も興行日数を延長する場合は再度その旨を書面にて提出していましたが、興行規則では更に追加して休業する場合もその都度書面を警察署または警察分署へ届け出るように述べられています警察署に関連して第13条にも注目すると「興行中ハ取締ノ為メ出張スル警



営業税についての法令

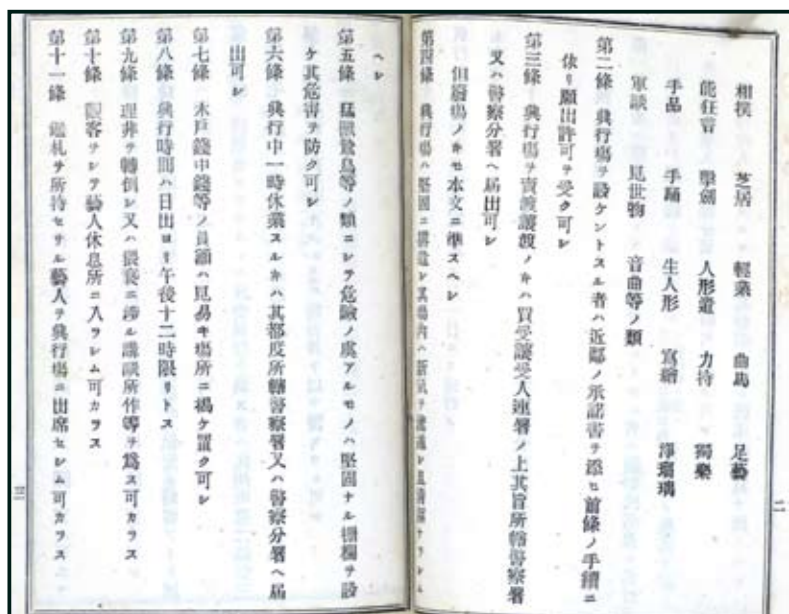
明治9年(1876)「県限布達」

【M9-197】

察官ノ席ヲ設ケ置ク可シ」と定められています。警察官は取り締まりの為に興行先に出張して見ていたことが分かります。続けて第14条には「興行中風俗ヲ敗壞スルト認ムルカ又ハ世安ニ妨害アリト認ルトキハ警察官ニ於テ之ヲ停止スルコトアル可シ」と定められており、興行中の風俗の乱れや、治安を妨害するような内容は警察官によって取り締まられることを示しています。

芝居などの興行は人々が気軽にわかりやすく見ることができます。自由民権運動を広めるための身近な方法であることを認識していたため、警察官が見張っていたのではないのでしょうか。宮城県では明治10年(1877)4月21日に南町の共立病院で3日間演説会を開催したことから演説や討論会が流行していきました。これらの会場には小学校や師範学校、劇場なども利用されていました。壮士芝居は明治21年(1888)12月に自由党壮士の角藤定憲^{す どうさだのり}によって大阪府で旗揚げし、明治24年(1891)に川上音二郎も壮士芝居を旗揚げしました。このこともあってか明治26年(1893)「法令類纂」【M26-02】には明治17年の興行規則を改定し、さらに取り締まりを強化していることが記載されています。興行時間は日の出より午後12時までから日の出より午後11時までに改められ、第9条では「警察官ハ興行ノ所作風俗ヲ紊スノ所アルカ、又ハ治安ニ妨害アリト認ムルトキハ、一時興行ヲ停止スルコトアルヘシ」と記されており、警察が風俗または治安を乱す興行であると判断した場合、一時興行を停止しなければいけませんでした。

芝居と自由民権運動は一見すると関係ないように感じます。しかし県や警察官は自由民権運動を広める一つの手段であることを認識していたため、届出や規則といった方法で目を光らせていたのではないのでしょうか。壮士たちもこのような取締りを乗り越え活動していたことが推測されます。他の資料を詳しく見ていくと様々な興行の様子も分かります。興味のある方はこれらの資料を是非閲覧してみてください。



興行規則 明治17年(1884)「本縣布達」【M17-84】

興行例

芝居 (43) 浄瑠璃 (6) 獅子踊り・手踊り (4) 相撲 (13) 軽業・曲芸・曲馬・獨楽 (18) 写真 (5) 説教祭文 (2) 講談・軍談 (3) 手品 (3)

【M6-11】【M8-106】より興行一覧例 () 内は届け出の数を示す。

公文書レポート②

明治43年の大水害と宮城県内の被害

専門調査員 松岡 祐也

日本で多発する様々な自然災害は、毎年のように各地へ大きな被害をもたらしています。今も復興の道半ばという地域も多く、災害の恐ろしさを改めて私たちに認識させます。

災害についての報道では、「経験したことのない」といった言葉が使われることがあります。しかし歴史をさかのぼってみると、それまで安全だと思われた場所でも実は似たような災害を経験し、大きな被害を受けていたという場合があります。

この数年の間に発生している災害、特に水害は大規模化・広域化しているようにみえますが、明治時代にも大規模かつ広域的な水害が発生していました。そして、宮城県内もその被害を受けていたのです。ここでは、当館所蔵の資料を利用して明治時代の大水害について見ていきたいと思います。

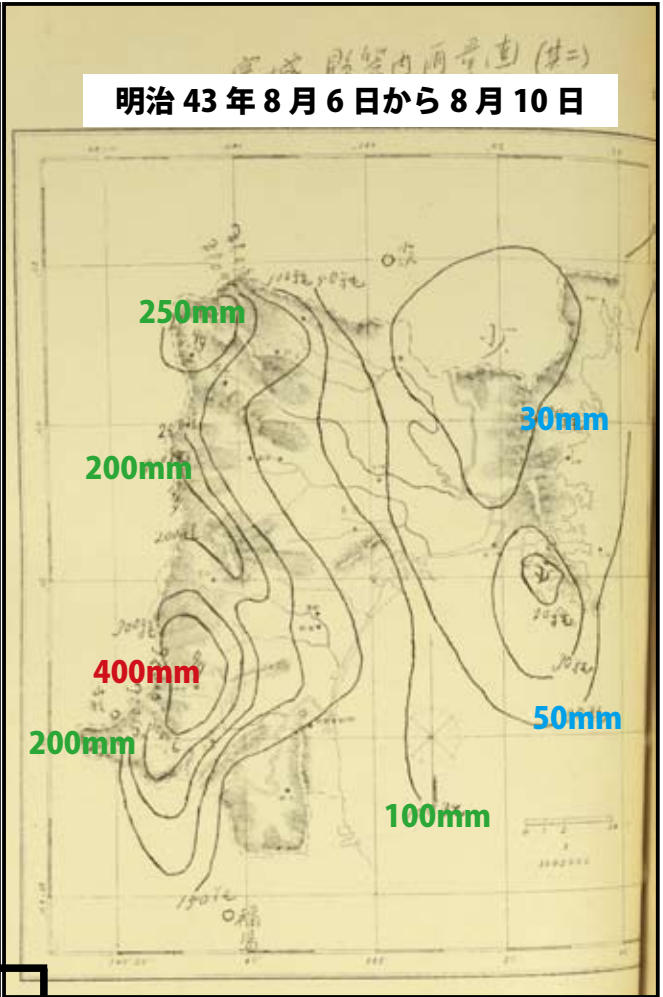
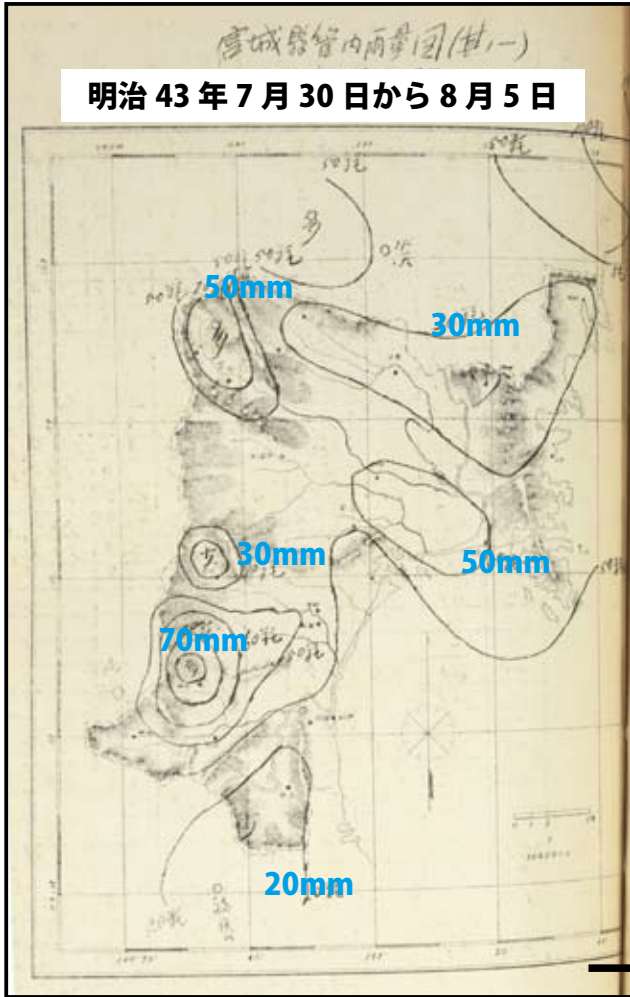
1 明治43年8月の3度の大雨

明治43年（1910）8月、梅雨前線と2度の台風による大雨は、静岡県以東の広い範囲で水害を発生させました。この水害では利根川や荒川といった関東地方の多くの河川が氾濫し、被害を発生させていることから、「明治43年関東大水害」と呼ぶ場合もあります（『日本歴史災害事典』、2012年）。関東地方（東京府・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県）での被害は死者769名、行方不明者78名、全潰家屋2,121戸、流失家屋2,796戸におよんでいます。

この大雨は宮城県内にも大きな被害をもたらしました。明治43年当時、宮城県は石巻町（現在の石巻市）に測候所、県内各地に気象観測所を置いていました。この石巻測候所が明治43年8月中の県内の気象状況について調査報告を行っています（「明治四十三年水害被害地御視察調書」【M43－39】）。それによれば、7月末から8月16日までの間に東北地方へ（2度の台風を含む）低気圧が3度襲来したといえます。これらの低気圧によって、3回の洪水が発生しました。

1度目の低気圧は、7月末に津軽海峡から北海道沿岸へ進みました。その結果、宮城県内は雨模様となりましたが、この時の24時間降水量は20ミリ前後で推移していたようです。しかし、この低気圧が梅雨前線を刺激したためか、8月5日から6日にかけて鳴子や小牛田で降水量が増え始めます。6日には雷雨の発生とともに降水量が増大しました。6日の降水量は、青根で60.8ミリ、白石で32.0ミリ、長町で49.6ミリ、粕川で27.9ミリ、沼倉で76.4ミリと報告されています。また鬼首と鳴子では6日と7日の合算量でそれぞれ102.3ミリ・76.4ミリとなりました。この豪雨で迫川・江合川・鳴瀬川で洪水が発生し、特に迫川支流の三迫川では「海嘯ノ如ク」だったと石巻測候所は報告しています。

降雨は8日以降も続き、8・9日の間に青根（272.0ミリ）や白石（76.2ミリ）、金山（57.8ミリ）、作並（160.5ミリ）での降水量がさらに増えていきます。そして、10日から11

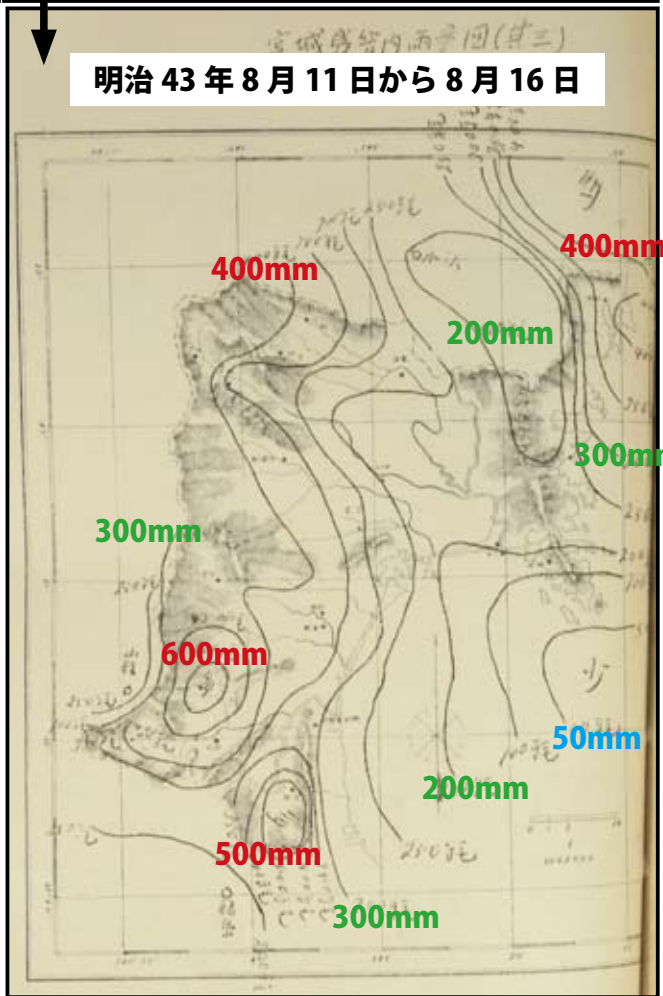


宮城県管内における明治 43 年 7 月 30 日から 8 月 16 日までの降水量

「水害被害地御視察調書」【M43 - 39】
 期間降水量が、山間部から県内全域で徐々に多くなっていった様子を見ることができる。

100mm 未満：青色、100 ~ 300mm：緑色
 300mm 超：赤色

日までの間に襲来した 2 度目の低気圧（1 つ目の台風）が 2 度目の洪水を発生させました。仙台市内で浸水被害、迫川・鳴瀬川・江合川・名取川・阿武隈川では堤防決壊など、県内の市街地・農耕地で冠水被害を免れた区域は少なかったと報告書には書かれています。この時の洪水がもっとも大きな被害を出し、死傷者や家屋、道路などの破壊が相次ぎ、交通機関の途絶なども起きました。なお報告書には、この時の洪水により、粕川の観測所では百葉箱が浸水した



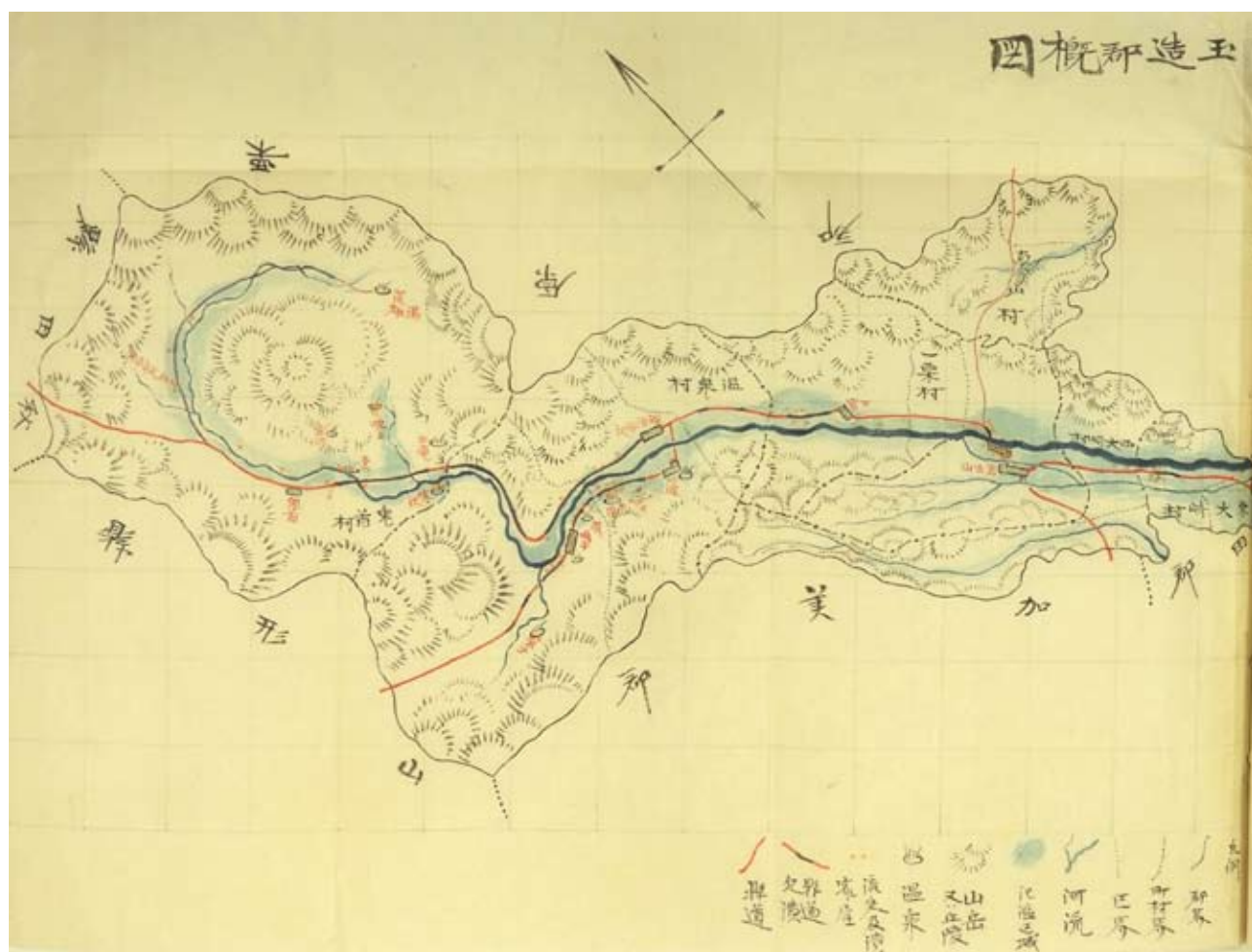
ため、観測ができない状態となったと書かれています。

降雨は12日から13日にかけて小康状態となりましたが、その後再び荒天に転じます。14日に3度目の低気圧(2回目の台風)が襲来したのです。14日から16日までの各地の降水量は200ミリを超えて「^{おびただ}夥シキ多量」となったため、3度目の洪水が発生しました。特に阿武隈川流域では2度目の洪水を発生させた豪雨のときよりも降水量が増加したため、流域の堤防数カ所が決壊しました。

この時期は早稲の開花期であり、また麦作や養蚕にとっても重要な時期でした。そのため、これら3度にわたる豪雨によって各地の河川が氾濫した結果、宮城県内では諸収穫物に大きな損害を被ることになりました。

2 宮城県内の被害－玉造郡の場合

3度の豪雨によって発生した洪水は、宮城県内にどのような被害を与えたのでしょうか。県には各地の郡役所から被害状況の調査結果が報告されており、ここから県内全域の被害を概観することができます(「明治四十三年水害関係」【M43－205】)。それによれば、県内では全潰家屋195戸、流失家屋355戸、浸水家屋34,090戸、死者320名の被害があったとあります。また流失・埋没した田畑の面積は9,828町、浸水面積は70,242町に



玉造郡概図

「明治四十三年水害被害地御視察調書」【M43－39】

わたりました。さらに詳しい被害状況について、ここでは県内でもっとも多く死者を出した玉造郡たまつくり（現在の大崎市の一部）を例に見てみましょう。

玉造郡役所からは「宮城県玉造郡水災概況」（「明治四十三年水害被害地御視察調書」【M43 - 39】）として県に報告されています。明治43年当時の玉造郡には、岩出山町いわいでやまと東大崎ひがしおおさき・西大崎にしおおさき・一栗いっくり・真山まやま・温泉おんせん・鬼首いづみの6村が存在していました。郡内の多くは丘陵地帯で、特に温泉村・鬼首村のあたりは山が迫っています。

そのような地理的条件のため、8月11日の豪雨では山崩れが発生しており、洪水による溺死者（63名）よりも山崩れによる圧死者（109名）のほうが多かったのです。このうち温泉村内での死者は110名（溺死者3名・圧死者107名）いましたが、そのなかには「郡内他町村人」8名、「県内他郡市人」26名、「他府県人」18名が含まれていました。生死不明者（28名）にいたっては村民1名以外すべて村外の人でした。この村民以外の被害者は鳴子温泉の湯治客であったといえます（『玉造郡誌（復刻版）』、1974年）。古くから温泉地として知られていた鳴子温泉は、明治30年（1897）過ぎから岩出山町や山形県最上地方と馬車で結ばれるようになり、湯治客が増加していました（『鳴子町史 上巻』、1974年）。これは、不幸にも観光客が災害に見舞われた事例といえるでしょう。

玉造郡では、農業の副業として養蚕業の振興に力を入れていましたが、これも水害によって被害を受けました。蚕のえさを育てる桑園の損害に加えて、蚕室や蚕具の流失・破損もあり、「明年ハ著シキ頓挫ヲ来スヲ免レサルヘシ」という見通しが述べられています。また蚕室などの流失・破損を免れても、光沢がなく不良な繭となってしまったため値が暴落し、結局農家を苦しめることになるだろうと見られていました。

このほかにも林業や木地・漆器・竹細工といった物産工業も損害を被っており、その後の復旧・復興に大きな影を落とすことになりました。

3 被災者の北海道移住

明治43年の水害による被災者に対しては、どのような措置が講じられていたのでしょうか。避難所の開設や物資の救援、さらに御下賜金ごかしきんや見舞金みまひきんの分配が被災直後から行われていたことが資料からうかがえます。そのほかにも被災民の救恤きゅうじゆつが行われていましたが、そのなかの一つに政府による北海道移住の推進があります。



岩出山町水害略図

「明治四十三年水害被害地御視察調書」【M43 - 39】

明治時代には、水害の被災者が北海道に移住することはめずらしいことではありませんでした。明治43年の水害では、政府が各県に対して被災民の北海道移住を呼びかけています（松浦茂樹「明治43年大水害と北海道移住一足尾鉍毒問題との関連を中心に」、2014年）。

宮城県でもこの政府の呼びかけに応じて、北海道への移住希望者数の調査が郡ごとに行われました（「罹災民離散者救済方法」【M43－11】）。しかし、調査を行ったものの、県は「極力土地ノ復旧ト副業ノ興隆ヲ図リ出来得ル丈ケ罹災民ヲシテ其堵ニ安ンセシメン」として、県内被災地の復旧・復興を進めることで被災者を現地に留まらせる方針であり、北海道への移住はあまり奨励していなかったように見えます。県が被災者の北海道移住に対して積極的でなかった理由には、帰県する移住者の存在がありました。それまでに移住した者のなかには、移住後に成功をおさめられず、帰郷し浮浪者のようになる者もいたようです。そのため、県は移住希望者の審査を厳しくするのだと述べています。移住者が帰郷し、結果として町村の負担が増えるならば、そもそも移住させるべきではないと考えたのでしょう。そのような前例が、県に北海道移住の推進をためらわせたのです。

では、被災者を県内に留まらせるために、どのような施策が計画されたのでしょうか。宮城県では、堤防の復旧・整備と諸産業の奨励、そして産業を興すための資金の貸し付けが企図されています（「罹災民離散者救済方法」【M43－11】）。これは郡ごとに策定された計画が前提になっているようです。たとえば、県内最多の死者を出した玉造郡では、全部で8項目の罹災者移住防止計画案が策定されています。そこでは、様々な産業を興し、低利で資金を貸し付け、また義援金などを分配することによって、被災者が玉造郡内でも安心して生活できるよう図ることが目指されました。さらに、北海道への移住を希望する者がいた場合には、「調査シ成ルヘク郷里ニ止マル」よう説得するとされています。

しかし、玉造郡は住宅被害に加えて諸産業も損害を被っていました。そのため、移住を防ぐ方策を示しながらも、すべての被災者に職を与えるために用意する資金も不足していることから、無理に止めても「他ニ移住セシムルハ当該地方ノ利益ニアラズヤ」と思う者も出るのではないかと述べています。玉造郡内からの北海道移住者数は19人と少数でしたが、団体での移住を計画する者たちもあり、温泉村だけで約50戸が計画していたようです。

結局、同年11月までに宮城県内から北海道に移住した人は全部で562人、団体での移住を計画中の人を加えれば1,015人にのぼりました。これは、関東地方で最多の死者（283名）を出し、明治44年4～5月に移住を行った群馬県の393名と比較しても多く（『群馬県史 通史編7 近代現代1』、1991年）、ここからも県内の実状が深刻であったといえるでしょう。

このように明治43年の水害によって大きな被害を出した宮城県でしたが、大正2年（1913）に再び大きな水害を経験することになりました。復興が進むなかで再度発生した災害が地域の人びとに与えたショックは大きかったことでしょう。しかし、被災経験を積み重ねることで、地域のなかに災害へ備える教訓が形作られていきました。地域の災害履歴を知ることは、私たちの先祖が作り上げた教訓を知るきっかけともなります。そういった教訓に思いを致すことは、現在の防災に役立つといえるのです。

明治150年
MEIJI 150th

宮城県公文書館企画展

土族にみる
明治の宮城

—旧仙台藩士たちの挑戦—

会場：宮城県図書館 2階 展示室(入場無料)
○期間：平成30年12月1日(土) から
平成31年3月3日(日) まで
○時間：午前9時00分～午後5時00分
※休館日：月曜日・図書館の臨時休館日

明治元年（1868）から150年目に当たる今年、宮城県公文書館では、企画展「土族にみる明治の宮城」を開催します。仙台藩が消滅し、宮城県が誕生した明治前期における土族（旧仙台藩士）たちの動向を、公文書などの史資料から紹介します。

知っ得！情報

◆個人情報に記載した公文書館資料の閲覧について◆

公文書館に所蔵されている資料のうち、個人情報の記載があるものは、一定期間、閲覧などが制限されていますが、平成30年4月1日から、個人情報のご本人などに限り、利用制限期間内でも閲覧できるようになりました。

閲覧には、本人確認ができる書類（運転免許証など）の提示が必要です。

※詳しくは、事前にお問い合わせ下さい。

◆ デジタルデータの頒布 ◆

絵図面のデジタル画像データの頒布を行っております。

CD-R焼付のみでの頒布となります（1枚につき5点まで 1枚50円）。

平成30年（2018）2月9日から利用可能なデータが85件分増えて、1,137件になりました。ふるってご活用下さい。



桃生郡釜谷浜ヨリ海岸迄・本吉郡追波浜ヨリ海岸迄縮図 【v-1090】

宮城県公文書館だより 第36号

平成30年（2018）10月11日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233

e-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

